銚子市納税通知書送付用封筒広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則（平成２０年銚子市規則第４１号）に基づき、別に定めるもののほか、銚子市納税通知書送付用封筒への広告の掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の媒体）

第２条　広告を掲載する媒体（以下「納税通知書送付用封筒」という。）は、次のとおりとする。

⑴　固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒

⑵　軽自動車税及び市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）納税通知書送付用封筒

（掲載料の額）

第３条　納税通知書送付用封筒への広告の掲載に係る広告料（以下「掲載料」という。）の額は、見積合わせにより決定する。

２　前項の規定による見積合わせにおける最低応募価格は、１通当たりの単価及び納税通知書送付用封筒の通数等を考慮し、市長が別に定める。

（広告の募集方法）

第４条　市長は、広報紙、市ホームページ等に必要事項を掲載して、広告を掲載しようとする者（以下「掲載希望者」という。）を公募するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、広告掲載者（以下「広告主」という。）となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

⑴　前項の規定による公募に対し、応募がない場合

⑵　その他市長が必要と認める場合

（広告掲載の申込み）

第５条　掲載希望者は、別に市長が定める日までに、銚子市納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　掲載しようとする広告案を印刷したもの又は広告の形状及び内容を示す書類

⑵　業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）

⑶　資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証する書類の写し

２　広告の申込みは、１封筒につき１枠とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（広告掲載の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める納税通知書送付用封筒に掲載をすることができる広告に関する基準（以下「掲載基準」という。）に基づき広告の原案の内容等を審査し、掲載基準に適合した者のうち高い応募価格を提示した順に、広告主を決定するものとする。

２　同額の申込者が複数あるときは、市内に事業所を有する者を優先するものとし、それによっても決定できない場合は、当該申込者立会いのもと、くじ引きにより広告主を決定するものとする。

３　前各項の規定により広告主を決定したときは、市ホームページに広告主を掲載するものとする。

４　市長は、決定した広告主に対して銚子市納税通知書送付用封筒広告主決定通知書（別記様式第２号）により通知するとともに、速やかに当該広告主と広告掲載契約書を締結するものとする。

５　第１０条第１項の規定により、掲載決定を取り消した場合は、第１項又は第２項の規定により次点につけている掲載希望者を繰り上げて、順次広告主とする。

（版下原稿の提出）

第７条　前条第１項、第２項又は第５項の規定により広告の掲載の決定（以下「掲載決定」という。）を受けた広告主は、版下原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出するものとする。

（広告内容の変更）

第８条　市長は、広告掲載を決定した後の事情変更等により、広告の内容等が掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（掲載料の納入等）

第９条　市長は、広告主から適切な版下原稿の提出があったときは、速やかに納入通知書により掲載料の額を広告主に通知するものとする。

２　広告主は、掲載料を市長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（掲載決定の取消し）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、掲載決定を取り消し、広告掲載契約を解除することができる。

⑴　指定する期日までに掲載料の納付がないとき。

⑵　指定する期日までに版下原稿の提出がないとき。

⑶　第８条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

⑷　前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと判断したとき。

２　市長は、広告の掲載を取り消したときは、広告主に銚子市納税通知書送付用封筒広告掲載決定取消通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

３　第１項の取り消しにより、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

（広告掲載の取下げ）

第１１条　広告主は、自己の都合により納税通知書送付用封筒への広告の掲載を取り下げることができるものとする。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

３　第１項の規定により広告の掲載を取り下げた場合、納付済みの掲載料は返還しない。この場合において、掲載を取り下げたことにより納税通知書送付用封筒を作り直さなければならなくなったときは、その費用を広告主が負担するものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。